

近畿支部の知的財産支援活動の現状と展望



日本弁理士会 近畿支部 支部長 稲岡 耕作

1. はじめに

当支部では、知的財産に関する意識の醸成と知識の涵養を図り、多くの人々が豊かな恩恵を受けることができる地域社会の実現を目指し、これまで知的財産制度の普及・支援活動に積極的に取り組んできた。特に、近年の知財制度改革や経済環境の変化を踏まえ、より効率的な支援実施を図るべく、本年度は委員会体制を再編し、従前の普及・支援系の4つの委員会を統廃合して一元化した新たな委員会（名称：知財普及・支援委員会）を設置し、知的財産に関する支援活動を実行している。本稿では、主に知財普及・支援委員会の活動を紹介しながら、当支部における知的財産支援活動の現状と展望を述べる。

2. 知的財産支援活動の現状

(1) 知財普及・支援委員会の組織体制

3名の担当副支部長の元、計52名（定員100名）の委員及び支部事務局により構成されている。これまでの普及・支援活動を事業目的に対応して区分けし、主に中小企業を対象とした支援事業を担当する第1事業部会（委員：19名）、知的財産制度及び弁理士制度の普及事業を担当する第2事業部会（委員：23名）、及び外部団体と連携して普及・支援活動を強化する外部連携事業を担当する第3事業部会（委員：9名）の3つの事業部会を設置するとともに、各事業部会間の事業調整や委員会企画の新規立案などを企画調整部会（委員長＋3名の副委員長）にて統合管理する体制としている。このように指向性・効率性を明確にした組織体制とすることで、当支部における普及・支援活動が複数委員会に分散してしまうことを回避しつつ事業目的毎の効率的な企画運営を可能とし、より質の高い支援サービスを安定的に提供できるようにしている。

(2) 知財普及・支援委員会の活動内容

以下に、各事業部会における具体的な活動内容を紹介する。

<第1事業部会：支援事業>

(a) 支援セミナーの開催

これまでの継続事業として、中小企業に知財が経営に役立つことを分かりやすく説明することを目的とした中小企業向けのセミナーを開催している。本年度は、大阪府が提供する中小ものづくり企業のための出合いの場である「MOBIO CAFE」にて、講義形式の初級編（5回）とワークショップ形式の中級編（4回）のセミナーを共同開催し、国内外の知財制度のみならず、実ビジネスに関連したテーマ（例えば、デザイナーとのロゴ委託契約など）を取り上げている。また、他府県の自治体や公共機関に同種のセミナーを打診し、例えば、奈良県商工会連合会などにて開催した。

(b) 一般総合展示会への出展

普段知財系の展示会には参加しない企業に対して知財活動の重要性を啓発し、弁理士制度を周知することを目的として、本年度新たに大阪勧業展2013に出展した。出展ブースでは、ヒット商品を紹介したパネル等を展示し、1時間ごとに15分程度のミニセミナーと無料相談会を開催した。セミナーでは多い時にはスペースがないほどの入りとなったが、出展ブース自体は、上記パネルの他、パンフレット「弁理士Info」や小冊子「ヒット商品を支えた知的財産権」などを受付に置いたりするより他はなく、自社製品を多数陳列している他の出展企業の出展ブースと比べてあまり目立たなかったのが残念であった。弁理士を知らない来場



者も多く、弁理士の存在をもっとアピールする必要がある、この種の展示会用に弁理士が行う支援サービスを見える化したツールの作成が待望される。

＜第2事業部会：普及事業＞

(a) 小中高校生向け知財授業の実施

これまで当支部では、小中高等学校などに弁理士を派遣して知的財産制度や弁理士制度を紹介する授業（出前授業）を積極的に実施しており、当初から知的財産支援センターといち早く連携して、平成16年度以降で延べ300校以上に授業を実施し、当該授業を受けた児童・生徒は累計で25,000人に達しようとしている。運営にあたっては、応募のあった弁理士を知財授業担当として専任し、練習会を実施するなどして小中高生に向き合い教育を行う大人としての素養を高めて、より良い授業を行えるよう講師の質を高いレベルで均質化しつつ、派遣可能な講師数（約50人）を確保することで、募集過多の繁忙期であっても学校ニーズに安定対応できる体制を構築している。近年は、一部業務を外注化するなど業務効率の改善に努め、委員・知財授業担当・事務局が三位一体となりスムーズな運営管理が可能な組織基盤が定着している。積年の運営努力の甲斐もあって、当支部での知財授業の取り組みは教育関係者等から高い評価を得ており、マスコミから多数の取材を受け、新聞紙上やテレビのニュース等に取り上げられるなど、知的財産制度及び弁理士制度の普及に大きな成果を挙げている。



(b) 普及セミナーの開催

これまでの継続事業として、知的財産制度及び弁理士制度の普及を目的とした主に一般社会人向けのセミナー（名称：パテントセミナー）を開催している。本年度は、10～12月の週末を利用して近畿2府4県の各地で開催し、大阪地区では地元ニーズに応えるべく基礎編と応用編に分けてシリーズ開催している。この普及セミナーは、平成12年度より発展的に連続開催し

ている当支部の名物企画の一つとして定着しており、平成24年度単体では約1,500人を集客するに至っている。

(c) 弁理士の日記念事業の実施

7月1日の弁理士の日を記念して、例年トピックス的な題材を大々的に取り上げた大型の講演会を大阪にて開催している。当事業は、平成10年度以来発展的に実施されてきたものであり、例年400～600人の安定集客を誇るなど効率的に運用されている。本年度以降は、各事業部会の個別事業との連携も図りながら全委員会的・総合的に推進していくことで、当支部の普及・支援活動を集約した重要コンテンツとして更に充実させていく予定である。ちなみに、平成25年度はノーベル賞（生理学・医学賞）を受賞した京都大学山中伸弥教授の革新的技術であるiPS細胞技術をテーマに取り上げ、各種メディアに取り上げられるなど盛況裡に終了している（詳細は2013年11月、12月号のパテント誌に掲載されている）。

なお、当支部では、当事業と関連して大阪以外の他の地区でも小規模の講演会や無料相談会などを開催しており、何れも地域の特性にマッチした内容となるように工夫され好評を博している。



＜第3事業部会：外部連携事業＞

(a) 外部団体への講師派遣

知的財産に関する各種セミナーの講師や発明相談員などの講師の派遣を随時行っている。外部団体からの要請に応じて適切な講師を公平かつ迅速に選定するために、会員に予めアンケートを行って技術分野・法律分野・派遣地域などの項目ごとにリスト化したデータベースを運用管理し、データベースに登録された派遣登録会員の中から公募・選任を行うようにしている。本年度は、大阪府や公益財団法人大阪産業振興機構などの自治体・公益団体や、教育委員会・工業高等専門学校等の教育機関などからの派遣要請に対応してい

る。

(b) 三会共催大学向け専門家講座の実施

大阪弁護士会及び日本公認会計士協会近畿会との三会連携事業の一環として、法務・会計・知的財産に関するリテラシーを有する自立した社会人の育成に寄与することを目的として、現役の弁護士・公認会計士・弁理士からなる専門家チームを各大学に派遣して授業(出前授業)を実施している。本講座の内容は、最新の技術開発事例(キヤノンのインカートリッジ事件)を題材に活きた技術・法理を解説するものであり、これまでに近畿大学や関西大学などの各大学や大学院で実施している。

(c) 三会共催会員向け研修の実施

上記と同様に三会連携事業の一環である継続事業であり、ベンチャーサポート人材の育成を目的として、主にベンチャー支援に関心のある会員を対象にした会員向け研修を実施している。本年度は、各士業の基本実務や具体的なベンチャー支援実務の実情を持ち回りで説明して、三士業が協働連携するために必要な相互理解を深めるための基礎セミナーや、第一線で活躍中の経営者や投資家などの外部講師を招いて三士業が一同に会して知識やスキルの研鑽を継続するための応用セミナーなどを開催する予定である。

3. 次年度の展望

知的財産制度や弁理士制度の普及・支援活動を行うべきであるという抽象的な使命はいつも存在するが、限られた予算の中で各地域においてどのような活動を行うべきかという問いに対する正解が用意されているものではなく、上記した当支部の現状の活発な活動は、各委員の発案・分析・リサーチ活動・人脈作りを

含めた努力の積み重ねによる成果であるといえる。支部の一つの活動に認められる予算はせいぜい数百万円の規模であり、かかる限られた予算内で実質的に意味のある活動を行うためには、企画運営への多くの委員の積極的な関与が求められるため、委員の積極性を維持向上するために、予算が許す限り、委員発案の具体的事業計画については関係者の方々に今後も前向きに検討して頂くことを期待している。

来年度は、現委員が企画実行している今年度と同様の事業を継続する予定であるが、当支部による普及・支援活動の一層の充実が期待されている領域も残されており、より良い普及・支援活動の検討並びに運営に積極的に関与して頂ける新たな委員の参加を切望している。

4. おわりに

当支部としては、地域の特性に応じたきめ細かなサービスの提供主体としての大義を全うし、知財による豊かな地域社会を実現し、ひいては支部会員の直接的・間接的な利益として還元されるよう、上記で紹介した知財普及・支援委員会などによる活動実践を積み重ね、今後もかかる知的財産支援活動を後退させることなく推進していく予定である。また、本稿では触れなかったが、近畿支部の下部組織である5つの地区会、すなわち、兵庫地区会、京都地区会、滋賀地区会、和歌山地区会および奈良地区会においても、より地域に密着した知的財産支援活動を行っているので、これを申し添えます。

以上

(原稿受領 2013. 12. 11)